



権利化機関の観点から見た 知的財産権のエンフォースメント

博士ハ・グエット・トゥ
国家知的財産庁
Email: nguyethuha@ipvietnam.gov.vn

ハノイ - 2022年12月

内容



1. 知的財産権保護と保護制度の概要



2. 知的財産権のエンフォースメントにおける国家知的財産庁の役割



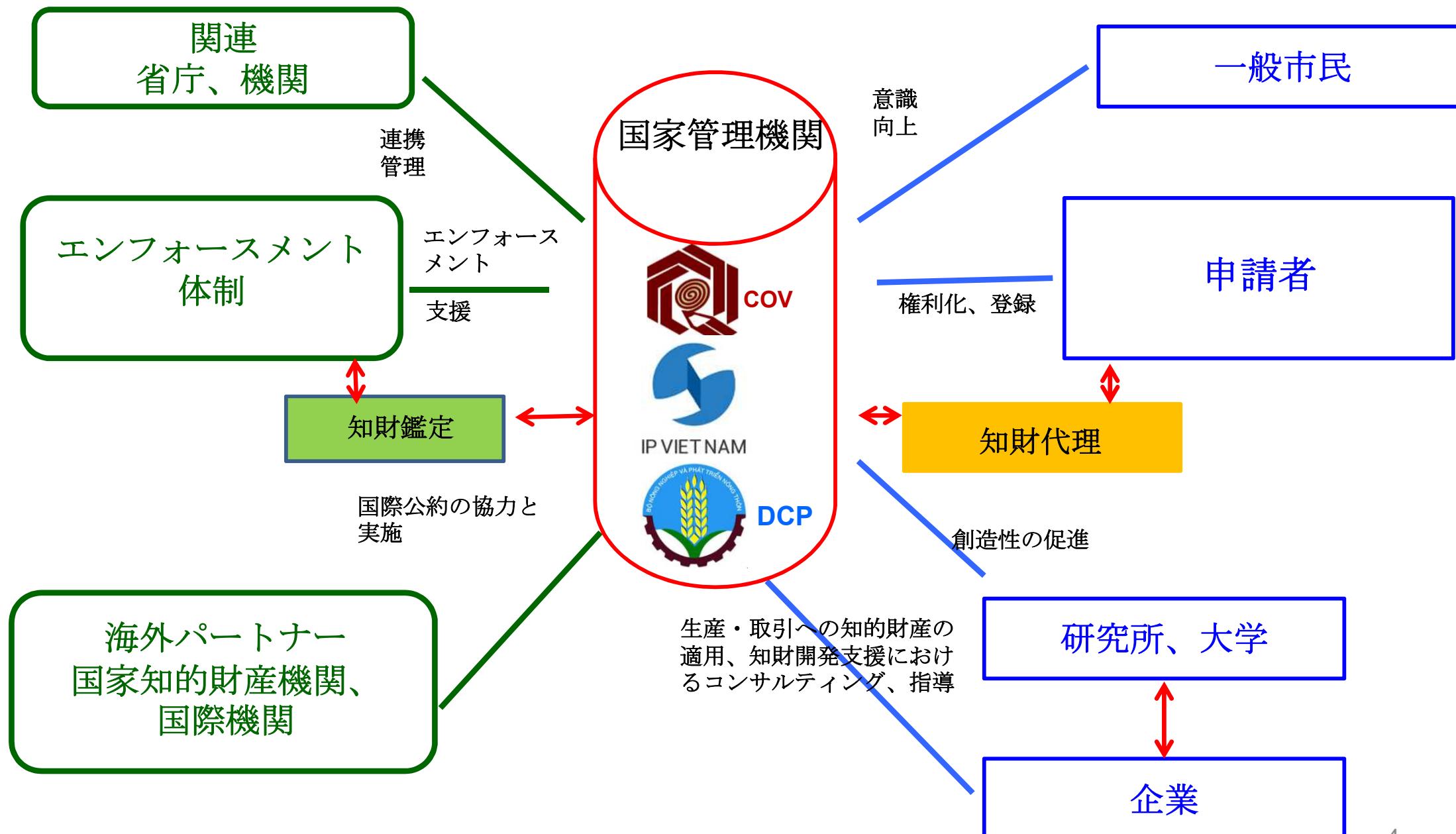
3. 国家知的財産庁と知的財産研究所の役割分担



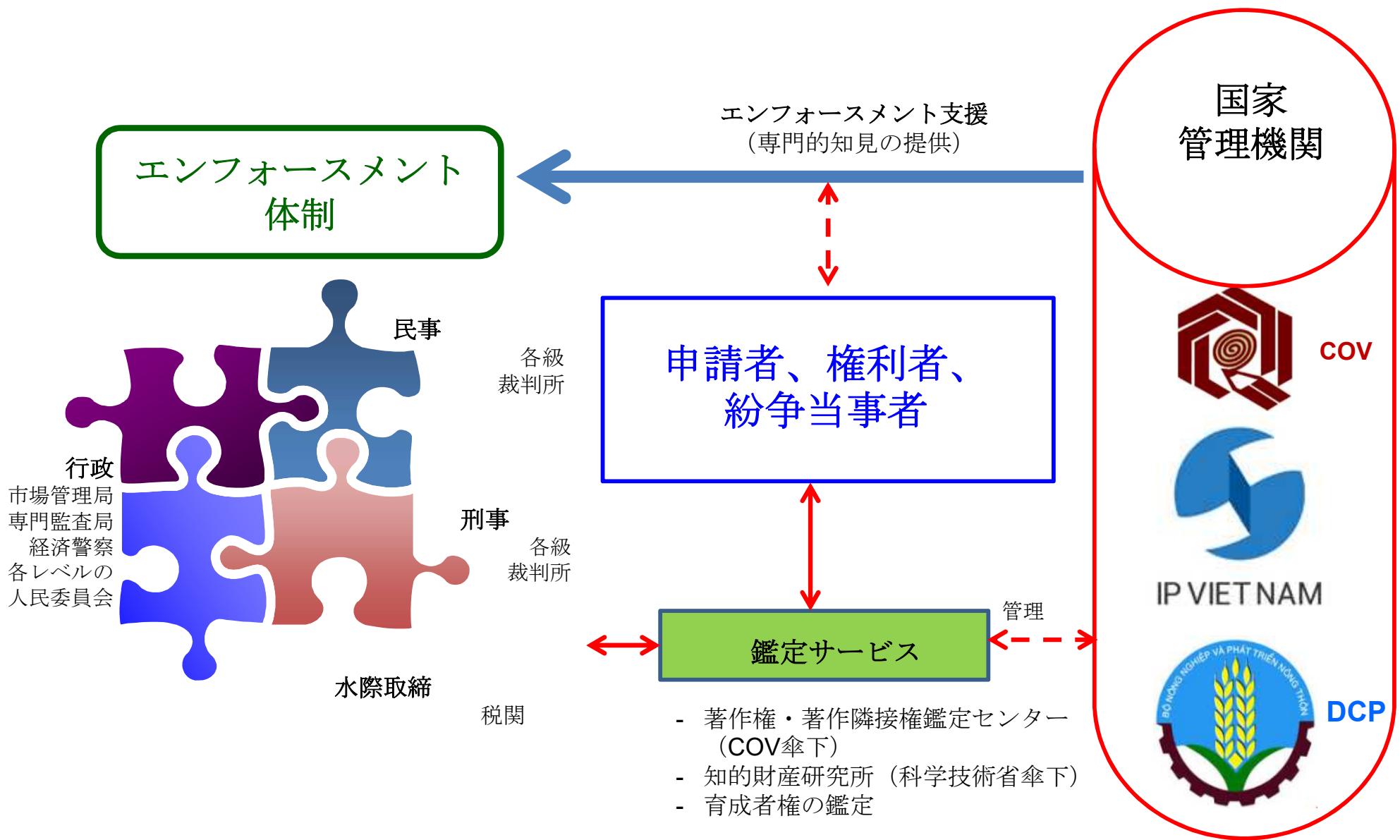
4. 注意点

1. 知的財産権保護と保護制度の概要

知的財産権保護と保護制度の概要

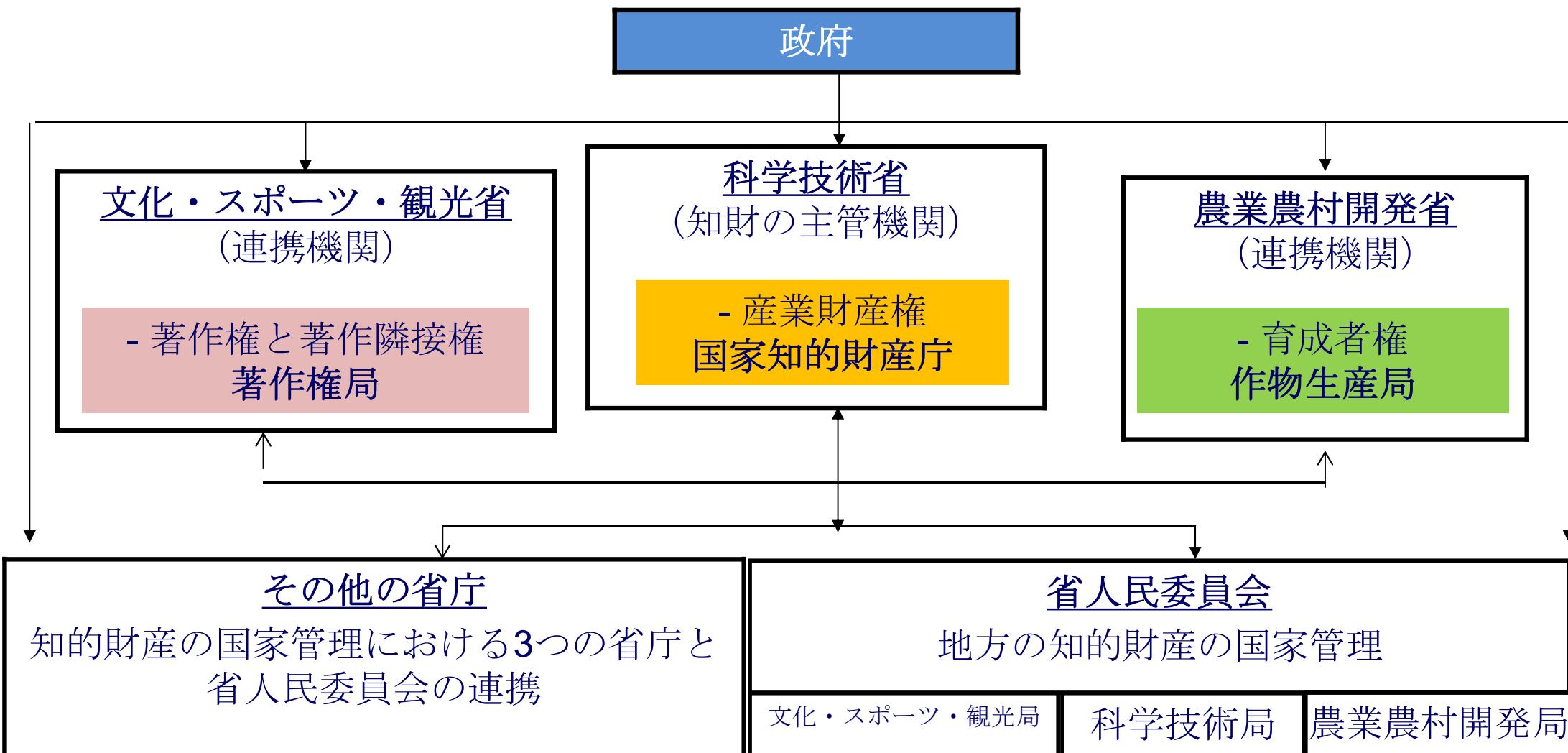


知的財産権保護と保護制度



2.知的財産権のエンフォースメントにおける国家知的財産庁の役割

中央、地方レベルの知的財産活動の管理構造



知的財産に関する国家管理の内容

知的財産の国家管理に対する責任

1. 政府は、一元的に知的財産の国家管理を行う。
2. 科学技術省は、知的財産の国家管理の実施、産業財産権の国家管理の実施を主管し、文化・スポーツ・観光省、農業農村開発省と連携するにあたり、政府に対して責任を負う。

知財法第11条

科学技術省の 知的財産に関する国家管理の内容

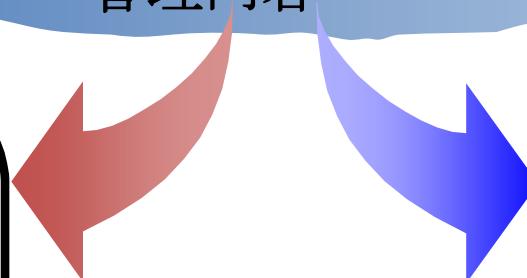
知的財産権のエンフォースメントに関する 管理内容

省監査局

- 産業財産権に関する法遵守の検査、監査
- 産業財産権に関する苦情、告発の処理
- 産業財産権法違反の処理

国家知的財産庁

- 鑑定活動の管理
- 産業財産権代理活動の管理
- 産業財産権の紛争解決、法律違反処理のための専門的知見の提供*
- 産業財産権に関する苦情、告発の処理



科学技術省の 知的財産に関する国家管理の内容

国家知的財産庁による
知的財産権のエンフォースメントに関する管理内容

11. 法令に従い、その権限の範囲内で産業財産権紛争及び産業財産権関連の商事紛争の解決に関与する。産業財産権に関する紛争及び法律違反の処理のための専門的知見を提供する。

(2018年9月4日付決定第2525/QD-BKHCN号に付随して公布された国家知的財産庁の組織及び活動に関する条例第2条11項)

科学技術省の 知的財産に関する国家管理の内容

国家知的財産庁による
専門的知見の提供活動

専門的知見の提供形態

- 産業財産権対象の保護状況
- 産業財産権対象の権利化登録状況
- 産業財産権対象の使用状況
- 産業財産権保護範囲の特定
- 産業財産権侵害要素の特定など

国家知的財産庁による専門的知見の提供活動

2019-2021年に提供された専門的知見数の統計 (依頼機関別)

	2019	2020	2021
市場管理局	26	37	30
税関	3	12	13
公安	64	74	151
人民裁判所	8	8	10
監査局	10	8	6
その他	60	47	24
合計	171	136	234

国家知的財産庁による専門的知見の提供活動

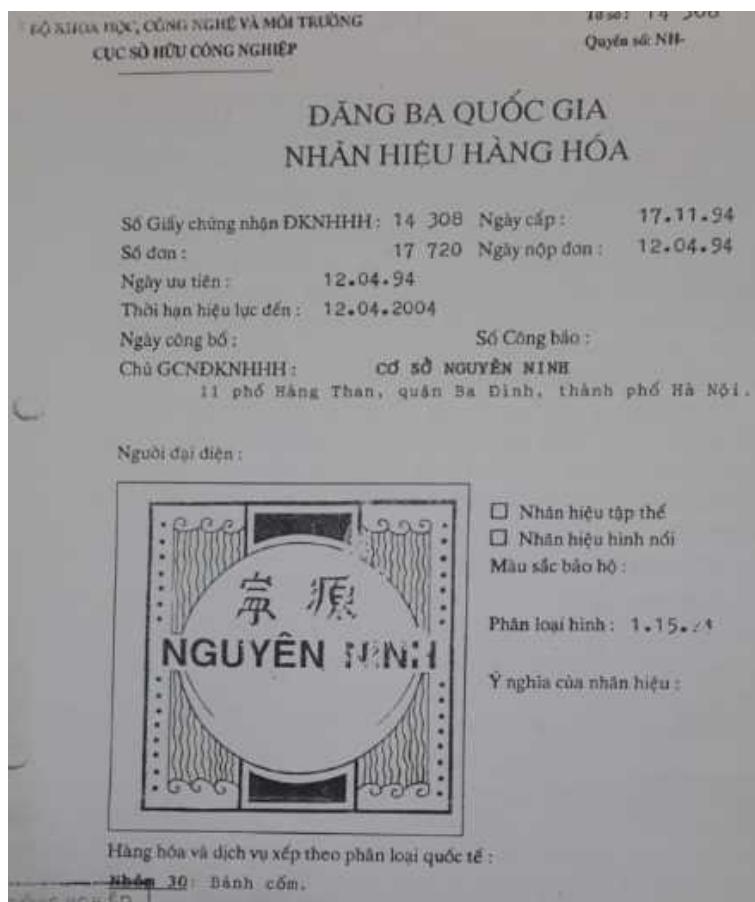
2019-2021年に提供された専門的知見数の統計 (産業財産権対象別)

	2019	2020	2021
特許	5	3	6
実用新案	0	0	1
意匠権	8	2	2
商標	158	181	225
合計	171	186	234

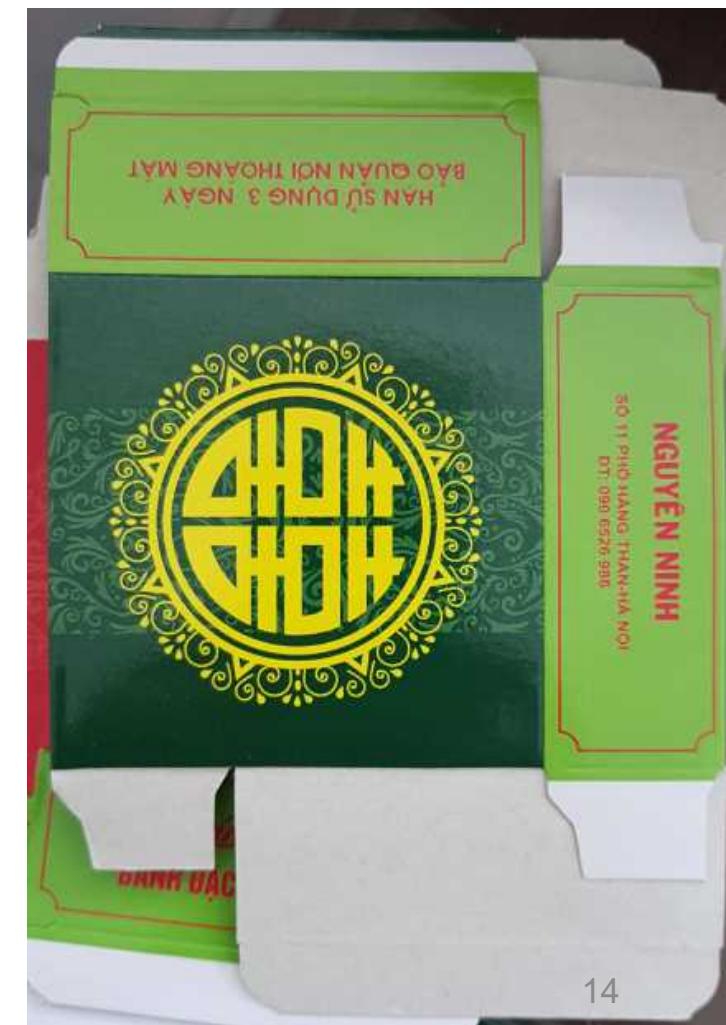
国家知的財産庁による専門的知見の提供活動

専門的知見提供の依頼例

保護対象



侵害が疑われる兆候のある製品パッケージ



侵害が疑われる兆候のある製品



保護対象の商標
が付された製品



3.国家知的財産庁と知的財産研究所の役割分担

産業財産権のエンフォースメント支援における 国家知的財産庁と知的財産研究所の役割

国家知的財産庁

- 産業財産権に関する國家管理機関
- 産業財産権に関する問題についての専門的知見の提供（国家管理活動の範囲内）（無償）

独立

知的財産研究所

- 科学研究機関（サービスの提供）
- 知的財産法における鑑定活動について法律で定められた範囲内の鑑定活動の実施（有償）

産業財産権のエンフォースメント支援における 国家知的財産庁と知的財産研究所の役割

産業財産権鑑定機関（単一）：知的財産研究所
科学技術省傘下

-鑑定官:1

-鑑定分野：

- 商標
- 意匠権
- 特許、実用新案
- 地理的表示

（商号及び不正競争防止に関する鑑定は管轄外）

-鑑定の結論



産業財産権のエンフォースメント支援における 国家知的財産庁と知的財産研究所の役割

鑑定実施の原則：

- a) 法律を遵守し、鑑定手順、手続きに準ずる
- b) 誠実、正確、客観的、公平、適時
- c) 依頼された範囲内の問題についてのみ専門的な結論を出す
- d) 鑑定の結論について法的責任を負う
- d) 鑑定費用は、鑑定の依頼者と鑑定組織・個人との間の合意により決定される

鑑定の結論：

- 事件の処理、解決のための証拠
- 知的財産権の侵害行為についての結論や、紛争について結論付けるものではない

(2022年改正・補充版知財法第201条)

産業財産権のエンフォースメント支援における 国家知的財産庁と知的財産研究所の役割

鑑定内容：

- ✓ 産業財産権対象の保護範囲の特定
- ✓ 鑑定対象が商標、地理的表示の侵害要素、偽造商品と見なされる条件を満たすかどうかの判断
- ✓ 鑑定対象が、保護対象と同一、同等、類似、混同を生ずる可能性についての評価
- ✓ 産業財産権の価額の特定、損害額の特定

政令第105/2006/ND-CP第39条1項に基づく (政令第119/2010/ND-CP第1条9項により追加)

産業財産権のエンフォースメント支援における 国家知的財産庁と知的財産研究所の役割

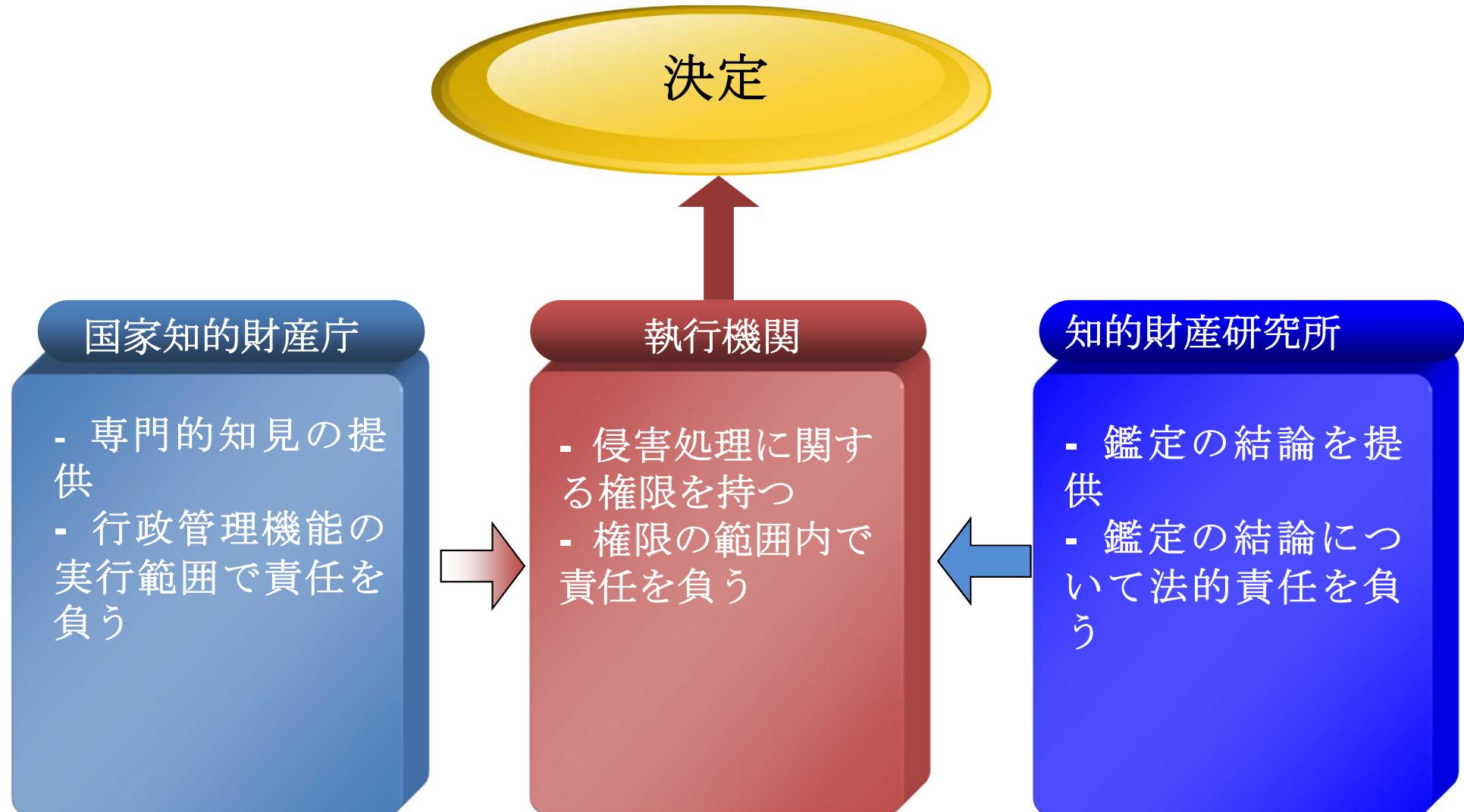
鑑定嘱託権がある者:

産業財産権に関する紛争を解決し、侵害行為を処理し、苦情や告発を処理する権限を有する国家機関（知財法第200条に規定）

鑑定依頼権がある者:

- 産業財産権の権利者
- 産業財産権に関する侵害行為についての処理を受け、又は苦情や告発を受けた組織・個人
- 産業財産権の紛争、侵害、苦情、告発について権利、利益を有する組織・個人

産業財産権のエンフォースメント支援における 国家知的財産庁と知的財産研究所の役割





画像引用:
<https://www.anninhthudo.vn>

問題点 :

- 鑑定結果と専門的知見が反対?
- 鑑定結果と専門的知見に対する責任は?

4.注意点

- 適所（適切な権限）
- 適切な内容
- 十分な資料...
- 支援ツールの使い方は？

ありがとうございました

博士ハ・グエット・トウ

(講義のイラストはインターネットからの引用)

©ハ・グエット・トウ 2022

